



大里農林振興 センターだより

発行 埼玉県大里農林振興センター
 熊谷市久保島1373-1（管理部）☎ 048-523-2812(代表)
 （農業支援部）☎ 048-526-2210(直通)
 深谷市上野台244-2（農村整備部）☎ 048-571-2241(代表)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0906>
 第15号（年2回発行）



各種農業賞 受賞おめでとうございます！

1 令和4年度埼玉農業大賞 地域貢献部門 「大賞」受賞

熊谷市 久保田修司さん・淑枝さん・康士さん
 熊谷市万吉で熟した良食味のトマトを栽培・
 直売しています。

消費者から支持される生産販売体制や新規就
 農希望者の研修受け入れ等の長年にわたる担い
 手の育成への貢献、また地域と農業とをつなぐ
 リーダーとして活躍するなどの取組が評価され
 大賞受賞となりました。

今後も担い手を育て、地域をけん引するリー
 ダーとして更なる活躍が期待されます。

2 第52回日本農業賞 集団組織の部 「優秀賞」受賞

深谷市（農）埼玉産直センター

意欲的に経営や技術の改善に取り組み、地域
 社会の発展にも貢献している組織等を表彰する
 ものです。埼玉産直センター（代表理事 山口
 一郎氏）は産地交流等による消費者との繋がり、
 肥料センターや出荷規格の簡素化等による農家
 を支える生産体制などが評価されました。

今後については、組合内の担い手を育成する
 とともに、地域関係機関と連携しながら農業の
 担い手育成を目指します。



農業大賞表彰式
 （左2番目修司氏、3番目康士氏）



産直センター理事・監事代表理事
 （前列右4番目山口一郎氏）

CONTENTS < 目次 >

表紙	各種農業賞 受賞おめでとうございます！	6p	令和4年度に完了する県営事業地区の紹介 ～ほ場整備事業「明戸北部1期地区」～
2p	農業産出額向上プロジェクトに取組中です！	7p	日本農業遺産に認定 ～比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム～
2p	浦和競馬場で深谷市のPRが行われました！	7p	多面的機能支援事業の紹介
3p	水田を活用したねぎ栽培について	8p	春の農作業安全確認運動が展開されます
4p	農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）が 始まりました	8p	農業者からの経営相談お待ちしております
4p	令和5年10月からインボイス制度が始まります		
5p	大規模主穀作経営の第三者経営継承について		

農業産出額向上プロジェクトに取り組中です！

県では農業産出額の向上を図るためのプロジェクトに取り組んでいます。

当センターでは大里地域の基幹作物であるねぎについて水田を活用した作付けや夏ねぎの作付け拡大のほか、ねぎの輪作作物としてのえだまめの導入を推進しています。

また、新規作物の導入による生産拡大や新規就農者確保にも取り組んでいます。

1 ねぎ作付けの拡大

熊谷市では、主穀作農家を巡回して病害虫対策など適切な栽培管理を呼びかけ、秋冬ねぎの収量アップを図るとともに若い主穀作農家を対象に栽培講習会を開催し作付け拡大を推進しました。

また、深谷市では、地域で問題となっているねぎ難防除病害虫の防除対策や夏ねぎの作付けについて技術指導を行いました。

2 輪作作物としてのえだまめの導入

ねぎの連作障害や難防除病害虫対策を目的に、輪作作物としてえだまめの導入を推進しています。大規模野菜生産法人をモデル農家に選定し、直進アシスト機能付きトラクタを活用したGNSS車速連動肥料散布機等による施肥・耕うん同時作業の効果確認や収量調査を行い、省力機械化体系技術

の実証に取り組みました。

また、省力機械化体系技術にはスマート機の導入が効果的であり、埼玉野菜プレミアム産地づくり事業等の補助事業の活用・推進を図り、スマート機を導入した生産者がえだまめの作付けを拡大しています。

3 新規作物の導入及び新規就農者の確保

管内での農産物直売所新設、アウトレットモールでの農産物直売所やレストランの整備を契機とらえ新規作物の導入に取り組んでいます。

ロロンカボチャや青パイアの栽培講習会、情報交換会を開催しており、熊谷市ブランド化推進協議会において、ロロンカボチャは新たなブランド品目に選定されました。深谷市ではスイートコーンや契約栽培によるカボチャの作付け拡大に取り組みました。

また、新規就農者を育成するため、各市町に設置されている「明日の農業担い手育成塾」の活性化や休止している塾の再開に向けて、各市町や関係機関と連携し、新規就農者の確保に向けた取組を進めています。

【お問合せ】

管理部 ☎048-523-2812

浦和競馬場で深谷市のPRが行われました！

令和4年12月22日、23日、26日、27日の4日間、浦和競馬場で深谷市が協賛するレースが開催されました。

深谷市にちなんだレース名をつけて来場者へ深谷市をPRするとともに、レースの優勝者には副賞としてねぎ束等が贈呈されました。

コロナ対策のため、来場人数の制限はありましたが3年ぶりの有観客開催となりました。場内には深谷市の物産ブースが設置され、深谷ねぎの他、深谷市にちなんだ商品が紹介、販売されました。

また、キッチンカーも出店し、深谷ねぎたっぷりのねぎ焼きやねぎま鍋が提供されました。

冬休み期間中ということもあり、家族連れなど普段競馬場では見かけない来場者にも幅広く深谷市をPRすることができました。



【お問合せ】

管理部 地域支援担当 ☎048-523-281

水田を活用したねぎ栽培について

水田作経営において、冬期を中心とした野菜生産を組み込むことは、年間を通じて水田が活用できるとともに、収益性を高め、所得の向上が期待されます。しかし、野菜導入に際しては、「主穀作の作業に追われ、野菜作業に手が回らない」等のリスクが考えられます。そこで、水田で初めて野菜生産を導入する場合は以下の事項を参考にしてください。

1 野菜導入のメリット

(1) 年間を通じた水田活用

農閑期を中心に野菜作を導入することで年間労力の分散が図られるとともに、農業機械や水田の利用率が高まる。また、規模拡大等において重要な雇用労力の有効活用が図られる。

(2) 所得の向上

収益性の高い野菜作を主穀作と組み合わせることで経営することにより、所得の向上が期待できる。

(3) 水稲との輪作による連作障害、雑草害の軽減のため野菜作後に水稲作を行うことにより、野菜作の連作障害を軽減する。また、水田と畑が数年おきに変化することで、水田雑草や畑雑草の増加を抑制する。

2 導入時の留意点

野菜は品目によって農繁期が大きく異なるため、主穀作の農繁期との作業競合を考慮して品目を選定する。また、野菜は降雨等により、予定通り作業が進まないことがある。野菜導入初年目は小面積を作付し、ほ場や労働力に問題がないことを確認してから面積を拡大するのがよい。

3 ねぎ栽培の特徴

管内のねぎ産地では連作による難防除病害を軽減するため、水田を利用した輪作体系を導入し、生産安定を図っている事例がある。

主な作型として秋冬どり（9～3月頃収穫）と夏どり（6～8月頃収穫）がある。いずれも栽培期間が長く、定植や収穫・調製に労力を要する。主な販売先は市場や直売所等であり、主産品となっている地域では販売しやすい。

導入時に必要な機械等は、簡易移植機、育苗資材及びハウス、管理機、ねぎ掘取機である。

4 水田を利用したねぎの栽培安定のポイント

(1) 水田排水対策の実施

溝掘機等によりほ場周縁部を額縁状に掘る明きよは排水対策上、最も重要であり、野菜栽培において必須である。末端は排水口に繋がるようにし、大雨時による滞水を速やかに落水できるようにする。（下部写真参考）また、大きいほ場では内部にも明きよを施工する。



排水対策が適切に行われているほ場

(2) 連作障害を回避する輪作体系の導入

水田2作+ねぎ1作の3年1巡ローテーションを実施して連作によるねぎの病害を回避する。

(3) 育苗

ねぎ苗は育苗ハウス内でチェーンポットを利用して60日程度育苗する。小規模の栽培ならば購入苗で栽培してもよい。

(4) 定植

導入当初は簡易移植機を用いて定植する。栽培規模が大きくなったら全自動移植機の利用を検討する。

(5) 除草

土壌処理剤等を体系的に組み合わせて除草作業の省力化を図る。

(6) 出荷

市場出荷の他、出荷調整が簡易な契約栽培、業務用の販路を検討しておくこと、労力調整がしやすい。

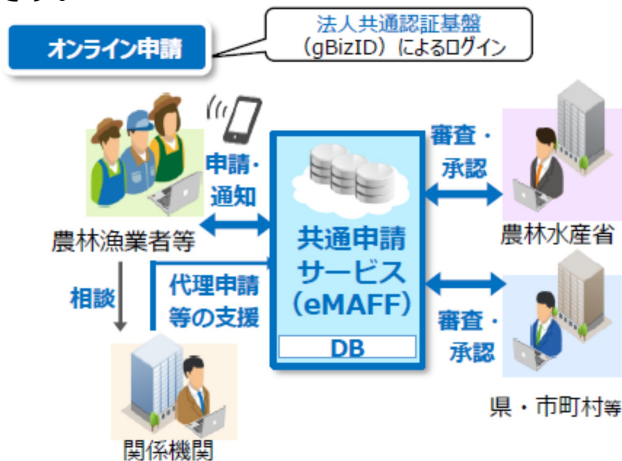
※水田にねぎの栽培を検討している方は、農業支援部までお問合せ下さい。

【お問合せ】

農業支援部 技術普及担当 ☎048-526-2210

農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）が始まりました

農林水産省では、法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）の体制整備を行っています。令和4年度中にすべての手続きのオンライン申請が可能となる予定です。



引用元：農林水産省配布チラシ「イージー&スマートにダイレクト申請！農林水産省共通申請サービス（eMAFF）が始まりました」

eMAFFでできることは次の3つになります。

- ①自宅のPC、スマホから申請可能！
役所の開庁時間に縛られることなく自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットからも申請できます。
- ②紙の管理が不要！

eMAFFに申請情報が蓄積されるため、紙で管理する手間が省けます。また、過去の申請状況も利用できるため、次回以降、様式に自動転記されるなど、書類の作成も楽になります。

- ③審査状況の確認ができる！

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することができます。

なお、生産者が市町宛てにeMAFFを利用して申請するためには市町がeMAFFの利用を開始していることが必要です。eMAFFが利用できるかについては、各市町へ御確認ください。

令和5年10月からインボイス制度が始まります

インボイス制度とは、令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です。当制度では、買い手が仕入税額控除を行うためには、売り手が発行する適格請求書（インボイス）が必要です。

売り手が適格請求書を発行するには、登録をして適格請求書発行事業者になる必要があります。一方、免税事業者は登録できないため、売り手は、買い手から取引を断られるなど不利益を被る場合もあります。そのため、免税事業者に該当する生産者に関する特例があります。この特例を活用することにより、免税事業者のまま取引することになります。

1 卸売市場特例、農協等特例

卸売市場や農協を通じて売買される農産物は生産者が適格請求書発行事業者でなくても、買い手は、卸売市場や農協が発行した書類で「仕入税額控除」を行うことができます。なお、農協を通じた委託販売は、無条件委託方式かつ共

同計算方式によるものに限定されます。そのためJ A直売所へ販売委託した農産物は、この特例が使えませんので注意してください。

2 媒介者交付特例

委託者・媒介者ともに、適格請求書発行事業者である場合、媒介者が委託者に代わって適格請求書を発行できます。

詳しくは国税庁HP等を御確認ください。



国税庁HP

特例の該当確認表

	1卸売市場特例、農協等特例	2媒介者交付特例
本課税事業者	○	○
簡易課税事業者	○	○
免税事業者	○	×

※○特例が使える ×特例が使えない

【お問合せ】

管理部 地域支援担当 ☎048-523-2812

大規模主穀作経営の第三者経営継承について

1 はじめに

土地利用型農業の課題の一つに担い手不足や後継者不足があります。

近年、農地が地域内の大規模主穀作経営に集積していることは、地域農業の維持につながります。

しかし、大規模主穀作経営が離農した場合、地域農業に大きな影響を及ぼします。

そこで、地域農業の維持や大規模主穀作経営の継承方法の一つに第三者経営継承があります。

2 第三者経営継承とは

第三者農業経営継承とは、家族、親族以外の第三者への農業経営を移譲することです。

移譲希望者は、農地・施設・機械などの有形資産と栽培技術・販路などの無形資産を継承希望者に受け渡します。

第三者経営継承によって農業経営が継続されることで、地域農業の維持に貢献することが期待されています。

3 大規模主穀作経営の第三者経営継承について

新規就農者が主穀作経営をゼロから始めて経営を軌道に乗せるには、長い年月と多額な資本が必要です。

また、多くの農地を借りるため、地権者や他生産者との信頼関係を築く必要があります。

こうした課題に対し、第三者経営継承を行うことで、経営開始時から短期間で経営を軌道に乗せることが可能となります。

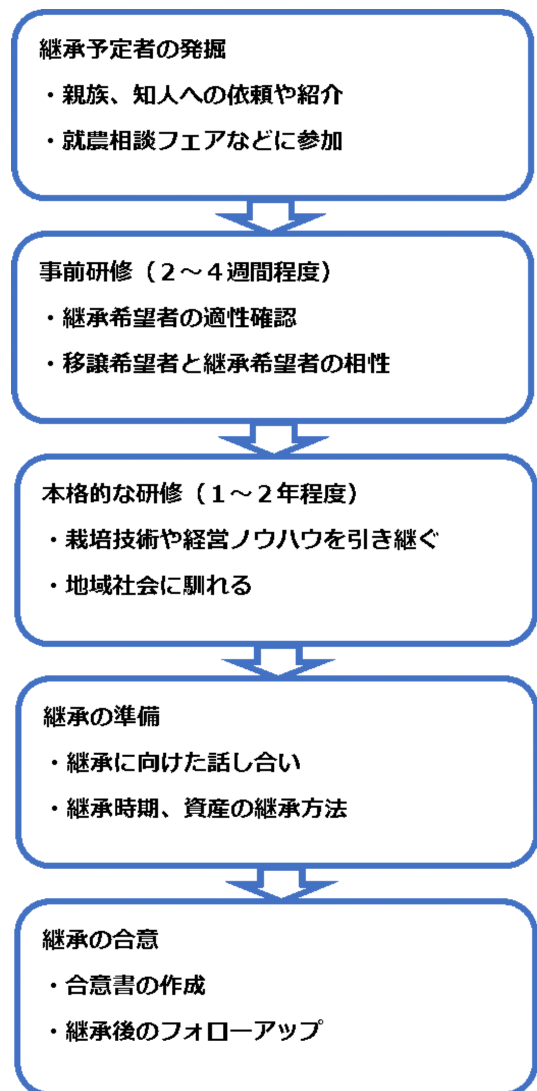
そして、農業機械や施設、栽培技術や経営のノウハウ、販路なども受け継ぐことができます。

4 移譲希望者が第三者経営継承を行うには

最初に第三者に経営を移譲するかについて、家族で話し合い、同意を得ましょう。

次に継承計画をたてましょう。主な内容は、いつ頃継承するか、どのような継承希望者を探るか、施設や機械などの資産、地域農業者の理解などについて準備しましょう。

5 第三者経営継承に取り組む段階



6 第三者経営継承をスムーズに行うコツ

- (1) 移譲希望者から見た成功のポイント
 - ・お互いによく話し合う
 - ・継承希望者が経営できるように育てる
 - ・継承希望者を労働力として扱わない
 - ・継承希望者に任せたり、責任を持たせる
 - ・地権者の同意を得る
 - ・市町、JA、県などからのアドバイスを受ける
- (2) 第三者経営継承が中止になる事例
 - ・移譲希望者と継承希望者の人間関係の悪化
 - ・経営方法や栽培技術を巡った対立
 - ・継承時期が曖昧なため、継承希望者が離職
 - ・移譲希望者の家族の反対

【お問合わせ】

農業支援部 技術普及担当 ☎048-526-2210

令和4年度に完了する県営事業地区の紹介

～ほ場整備事業「明戸北部1期地区」～

ほ場整備事業「明戸北部1期地区」は、深谷市北部に位置し、北を一級河川小山川、南を備前渠用水路に挟まれた畑地帯です。

この地区は、ねぎを主要な作物としていますが、ほ場の区画が未整備で、排水路等の排水施設が整備されていないことから、大雨時に小山川の水位が上昇すると排水不良による湛水被害が発生し、営農に支障をきたしていました。

そこで、平成26年度から令和2年度にかけて、本地区を含む一帯の排水不良を解消する目的で、かんがい排水事業「明戸北部地区」として、排水機場及び幹線排水路の整備が行われています。

同時に、かんがい排水事業範囲の東側半分にあたる本地区について、平成26年度からほ場整備事業「明戸北部1期地区」が始まりました。

田畑の区画整理及び支線排水路、道路等の整備を行うことで、排水不良の解消を図り、安定的に高品質の作物が供給できる生産基盤の確立を目指しています。

また、畑地帯担い手育成型のほ場整備事業として、将来にわたって地区の担い手農家がまとまりある形で営農できるように、農地中間管理機構と連携し農地の利用集積を進めています。

令和3年度までに主な整備が完了し、現在は、完了に向け、支線排水路の護岸や付帯工事等を行っています。

本事業の実施で、大型機械による営農が可能となるとともに、資材の搬入や収穫物の搬出が容易となり本地区の畑では、沢山の「深谷ねぎ」が栽培されています。

【地区概要】

受益面積：47.6ha

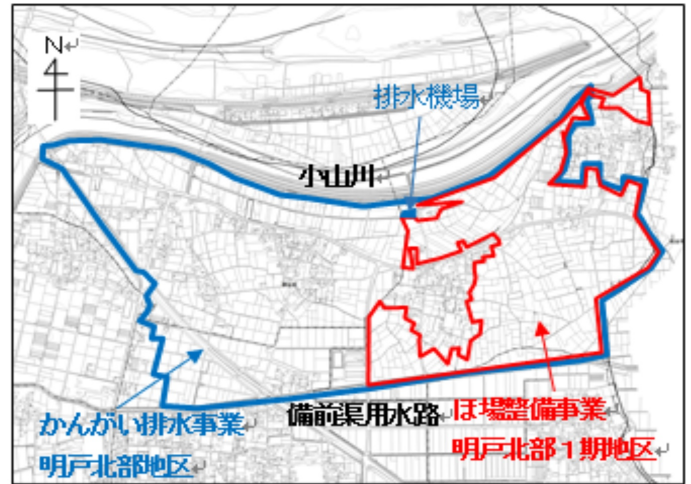
（水田：4.2ha 畑：43.4ha）

総事業費：566,608千円

事業期間：平成26年度～令和4年度

事業量：区画整理工47.6ha

（整地工47.6ha、道路工9.0km、
用排水路工5.4km）



「明戸北部1期地区」位置図



ほ場整備事業実施前



ほ場整備事業実施後

【お問合せ】

農村整備部 県営事業担当 ☎048-571-2242

日本農業遺産に認定

～比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム～

「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が新たに日本農業遺産に認定されました。

比企丘陵は、当管内の熊谷市、寄居町を含む、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町の2市5町にまたがる地域で、谷津地形（丘陵地で形成された谷状の地形）を活かして多数の「ため池」を築き、谷津田での稲作と谷津斜面での少量多品目の畑作を行っています。


ため池と谷津田は河川からの引水等がなく、天水のみを水源とした閉鎖系の水利システムとなっていることから貴重な生態系が維持されています。

また「沼下」と呼ばれる伝統的な水利組合組織によりきめ細かな水管理が行われており、地理的

な水の得にくさを克服した省エネ水供給システムとなっています。



典型的な谷津地形
（国営武蔵丘陵森林公園上空）

 日本農業遺産とは、重要かつ伝統的な農林水産業が営まれ、固有の農文化や農業生物多様性が育まれている地域（農林水産業システム）であり、日本農業遺産の認定基準に基づき、農林水産大臣が認定するもので、22地域（令和4年4月現在）が認定されています。

多面的機能支援事業の紹介

農業・農村には、洪水の防止や、自然環境の保全、美しい風景の形成など様々な働き（多面的機能）があります。

多面的機能支援事業は、このような多面的機能が発揮されるよう、地域の共同活動を支援する制度で、交付金が支給されます。

事業実施には、地域で話し合い、組織づくり計画づくりを行い、それぞれの地域にあった取り組みができる交付金を活用し、活動参加者の日当や必要な資材の購入費等に充てることができます。

事業は大きく2つに分類されます。

<農地維持>

農地のり面等の草刈、水路の泥上げなど基礎的な共同活動を支援します。

【対象者】 農業者のみの団体

（農業者以外の参加も可）

<資源向上>

水路やため池等の施設の補修、植栽やビオトープ造りなどの共同活動を支援します。

【対象者】 農業者及び地域住民（自治会等）団体等で構成する活動組織

<管内の実施状況>（令和4年度）

実施市町：熊谷市、深谷市、寄居町

活動組織数：91組織

活動面積：5,440ha



植生による景観形成（熊谷市）

【お問合せ】 農村整備部

整備支援・管理担当 ☎048-571-2241

春の農作業安全確認運動が展開されます

1 全国農作業安全確認運動とは

農作業が盛んに行われる春（3月～5月）と秋（10月～12月）の2回にわたり全国的に実施されているのが、全国農作業安全確認運動です。毎年決められる農作業安全に関する重点推進テーマに基づき、生産者の皆様への声掛け運動を中心に農作業安全の周知を行っています。

2 令和5年度の農作業安全確認運動について

今年も3月から春の農作業安全確認運動が実施されます。令和5年度は「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」を重点推進テーマとして運動が実施されます。近年、乗用型トラクターの転落や転倒により多くの方が亡くなっています。実際に、トラクターでは場に向かう途中の



令和5年度ステッカー

道の幅が狭かったために路肩に脱輪・転落してしまう事故が発生しています。ほ場周辺の危険な場所を確認するとともに、減速や迂回ルートの設定など、危険を回避するための行動を実践しましょう。また、トラクターを運転する際はシートベルトの着用を徹底しましょう。安全キャブや安全フレームの設置も必ず行いましょう。

3 安全な農作業を行うために

農作業事故は作業員自身だけではなく、家族や経営にも大きな影響を与えます。この機会に今一度自身の農作業について振り返り、改善を図りましょう。以下に農作業安全のためのチェックリストのリンクを貼付しましたので、ご活用ください。

チェックリスト
（出典：農林水産省）



農業者からの経営相談お待ちしています

1 複雑化する農業者の経営課題に対応

「法人化したいが判断がつかない」「雇用環境を整備したい」「知的財産を守りたい」「ブランド化したい」「事業継承したい」など、農業者が抱える経営課題は広範囲かつ専門性が高くなっています。

農林振興センターでは普及指導員が相談者とともに「経営課題」を明確にし、必要に応じて埼玉県農業経営・就農支援センター(埼玉県農業経営相談所)の機能を活用して課題解決のお手伝いをしています。

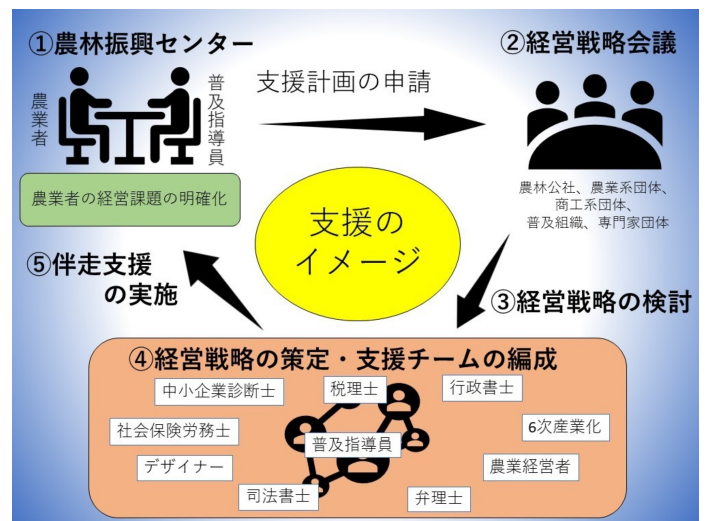
埼玉県農業経営・就農支援センター(埼玉県農業経営相談所)では、県、専門家、関係機関が連携して課題解決に向けた経営戦略を策定して、伴走支援を行います。

2 9分野67名の専門家が登録されています

（令和4年4月11日現在）

- ・税理士（税務会計の相談）
- ・社会保険労務士（労務管理（就業規則など）の相談）
- ・司法書士（法務・登記の相談）

- ・行政書士（法人化手続の相談）
- ・弁理士（知的財産権の相談）
- ・中小企業診断士（経営分析、経営改善計画の相談）
- ・デザイナー（商品デザインの相談）
- ・6次産業化（6次化産業化に関する商品開発の相談）
- ・農業法人経営者（組織運営、経営管理の相談）



【お問合せ】農業支援部

新規就農・法人化担当 ☎048-526-2210